

(2) 95年 NPT 運用検討会議（於ニューヨーク）

会議では、以下の3つの「決定」及び「中東に関する決議」を採択。

(イ) 「NPT 延長に関する決定」

締約国の過半数の支持により、第10条2に従い、条約の無期限延長を決定。

(ロ) 「条約の運用検討プロセスの強化に関する決定」

運用検討会議を今後5年毎に開催し、2000年運用検討会議の開催を決定。そのための準備委員会を97年より毎年、計3回に亘り開催。

(ハ) 「核不拡散と核軍縮のための原則と目標に関する決定」

特に核軍縮につき、96年までのCTBT交渉完了とそれまでの核実験の最大限の抑制、カットオフ条約交渉の即時開始と早期妥結、核兵器国による究極的廃絶を目標とした核軍縮努力を強調。

(3) 2000年 NPT 運用検討会議（於ニューヨーク）

会議では、以下をはじめとする核軍縮・不拡散における将来に向けた現実的措置を含む「最終文書」をコンセンサス採択。

- ・ CTBT 早期発効及びそれまでの核実験モラトリアム
- ・ 軍縮会議（CD）に対し、カットオフ条約の即時交渉開始及び5年以内の妥結を含む作業計画に合意することを奨励
- ・ START プロセスの継続及び一方的核軍縮の推進
- ・ 核兵器国による透明性の強化
- ・ 余剰核分裂性物質の IAEA 等による国際管理と処分 等

(4) 2005年 NPT 運用検討会議（於ニューヨーク）

会議では、実質事項に関する合意文書を採択することができなかった。

(5) 2010年 NPT 運用検討会議（於ニューヨーク）

会議では、NPT の3本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）それぞれについて、条約の運用のレビューと将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書を採択（前者については議長責任によるペーパーとしてテークノートされ、後者については会議の合意文書として採択）。

会議の成果として、主に以下の事項が盛り込まれたことが挙げられる。

- ・ 「核兵器のない世界」の達成に向けた直接的な言及
- ・ 核軍縮に関する「明確な約束」を再確認
- ・ 具体的な核軍縮措置につき核兵器国が2014年のNPT運用検討会議準備委員会に進捗を報告するよう核兵器国に要請
- ・ 中東決議の実施に関する現実的な措置（例：2012年の国際会議開催を支持）

（出典：外務省ホームページ）

核兵器不拡散条約(NPT)の概要

平成 22 年 6 月

1.NPTの概要

(1) 条約の成立及び締約国

- (イ) 核兵器の不拡散に関する条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons:NPT)は、1968年7月1日に署名開放され、70年3月5日に発効(我が国は1970年2月署名、1976年6月批准)。
- (ロ) 締約国は190か国(2010年6月現在)。非締約国はインド、パキスタン、イスラエル。

(2) 条約の目的と内容

(イ) 核不拡散:

米、露、英、仏、中の5か国を「核兵器国」と定め、「核兵器国」以外への核兵器の拡散を防止。(参考)第9条3「この条約の適用上、「核兵器国」とは、1967年1月1日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう。」

(ロ) 核軍縮:

各締約国による誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定(第6条)。

(ハ) 原子力の平和的利用:

右は締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに(第4条1)、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、非核兵器国が国際原子力機関(IAEA)の保障措置を受諾する義務を規定(第3条)。

(参考) NPTの主要規定・・・前文、条文全11条及び末文から構成。

- * 核兵器国の核不拡散義務(第1条)
- * 非核兵器国の核不拡散義務(第2条)
- * 非核兵器国によるIAEAの保障措置受諾義務(第3条)
- * 締約国の原子力平和利用の権利(第4条)
- * 非核兵器国による平和的核爆発の利益の享受(第5条)
- * 締約国による核軍縮交渉義務(第6条)
- * 条約の運用を検討する5年毎の運用検討会議の開催(第8条3)
- * 「核兵器国」の定義(第9条3)
- * 条約の効力発生の25年後、条約が無期限に効力を有するか追加の一定期間延長されるかを決定するための会議の開催(第10条2)
- * 1995年5月、条約の無期限延長が決定された。

2.NPTの発展と現状

(1) 90年代における条約の普遍化とNPT体制への挑戦

(イ) 締約国の増加

- * 南ア(91年。保有していた核兵器を放棄して「非核兵器国」として加入)
- * 仏・中(92年)
- * ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタン(～94年。核兵器を露に移転して「非核兵器国」として加入)
- * アルゼンチン(95年)、伯(98年)
- * キューバ(02年)
- * 東ティモール(03年)
- * モンテネグロ(06年)(セルビア・モンテネグロの分離に伴うもの。セルビア・モンテネグロとしての加入はセルビアが継承した)

(ロ) NPT体制への挑戦

- (a) NPT体制内の問題(条約締約国が条約上の義務を不履行):イラク(91年)、北朝鮮(93年)の核兵器開発疑惑
- (b) NPT体制外の問題:インド、パキスタンの核実験(98年)

2. 経過

- (1) 手続事項の採択に時間を費やした 2005 年 NPT 運用検討会議と異なり、同事項については早い段階で問題なく合意し、実質事項の議論に移ることができた。また、議長により最終文書案が早い段階で提示されるなど、前半は順調に推移した。
- (2) 文言交渉が本格化するにつれて、核兵器国と非核兵器国、先進国と途上国といった締約国や地域グループ間の立場の違いが鮮明になり、対立が先鋭化した。
- (3) 最終局面において、核軍縮、脱退・機構、IAEA 追加議定書、中東決議といった大きな対立点について、複数の調整役を任命。各国が粘り強く交渉し、歩み寄った結果、最終文書の合意につながった。

3. 我が国の対応

- (1) 我が国からは、福山外務副大臣が首席代表として一般討論に出席し、5月4日に、日豪共同提案に盛り込まれた具体的な核軍縮措置、追加議定書普遍化の推進、北朝鮮やイランの核問題の解決、原子力の平和的利用のための国際協力の重要性を強調する演説を行った。また、福山副大臣は、潘基文国連事務総長、テ・ヒューヒュー・ニュージランド軍縮・軍備管理担当大臣、スミス豪外相、マルティ・インドネシア外相、ホイヤー独外務副大臣、リャプコフ露外務次官及び天野 IAEA 事務局長と二国間会談を実施し、我が国は 3 本柱をバランスよく強化するために今次会議で最大限努力する旨述べ、我が国の提出した作業文書に対する支持を求めつつ、これら関係国・国際機関と緊密に協力していくことで一致。
- (2) 我が国は、日豪共同提案（核軍縮・不拡散）、IAEA 保障措置の強化、技術協力、軍縮・不拡散教育に関する 4 本の作業文書を提出し、多くの国から支持と評価を得て、文言交渉に対して有益な材料を提供した。また、核兵器国や NAM 等の関係国との調整や、主要委員会及び補助機関の議長に対し、具体的な文言を提案する等、最終文書の合意に向けて貢献した。また、北朝鮮の核問題に関する強いメッセージが最終文書に反映されるよう、米国及び韓国と緊密に連携し、中国、露、議長と協議を行った。
- (3) 会議の最終段階で、岡田克也外務大臣のイニシアティブにより、豪、澳、独、韓国の外相及び NZ の軍縮・軍備管理担当大臣とともに、今次会議での合意形成に向けて、国際社会の結束を呼びかける緊急閣僚声明を発出した。
- (4) 中根ウィーン国際機関代表部大使は、主要委員会 III の議長として、各国と意見調整を行いつつ、原子力の平和的利用に関する同議長の報告書案を作成し、最終文書の作成に貢献した。

4. とりあえずの評価

- (1) 最終文書合意の意義
 - ・ ア 核兵器国と非核兵器国（特に NAM）、先進国と途上国等の立場の違いは依然として克服されていないが、前回会合と同様の結果は許されないと強い危機感が共有される中、各国による歩み寄りの結果、合意が図られたもの。危機に直面する NPT 体制を救った意義は大きい。
 - ・ イ NPT3 本柱の各分野（核軍縮、核不拡散、原子力平和利用）について、具体的行動計画に合意できたことは、2000 年の最終文書を超える大きな成果。
 - ・ ウ 我が国が提出した 4 本の作業文書の内容は最終文書に広く反映されており、合意形成に重要な貢献を果たした。
 - ・ エ 各締約国が、多国間協調主義に基づき、この行動計画を着実に実施していくことにより、NPT を基礎とする国際的な核不拡散体制が強化されることが期待される。我が国としては、核軍縮関連措置を始めとする行動計画の進捗状況を注視しつつ、核兵器国等を実施を働きかけていく必要あり。
- (2) 最終文書の合意に至った要因
 - ・ ア 最終文書に合意できなかった 2005 年 NPT 運用検討会議を受けて、今次会議では、最終文書に合意すべきとの各国の強い政治的意思が見られた。特に、米国が建設的な対応を行い、その他の核兵器国、エジプトを始めとする NAM、非核兵器国が協調の精神で歩み寄った結果、最終文書合意に至った。
 - ・ イ オバマ大統領のプラハ演説を契機とする、核軍縮に向けた機運の高まりが見られ、さらに米露による新 START 条約署名や、米の核兵器保有数及び削減規模に関する情報公開措置発表、インドネシアの CTBT 批准手続の開始表明、英の保有弾頭数の発表等の具体的な動きが、会議の成功に向けて追い風となった。
 - ・ ウ カバクチュラン議長、各主要委員会（含む中根議長）及び補助機関の議長が緊密に連携し、関係国との協議を十分に行う等、最終日まで周到な準備を行った。

（出典：外務省ホームページ）

2010年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議 概要と評価

平成 22 年 5 月 28 日

5月3日から28日まで、ニューヨーク国連本部において、2010年NPT運用検討会議が開催された。議長はカバクチュラン・フィリピン国連常駐代表が務め、我が国から福山哲郎外務副大臣（首席代表）、須田軍縮代表部大使、阿部外務省参与、小溝在ウィーン国際機関代表部次席大使他が出席した。また、中根在ウィーン国際機関代表部大使が主要委員会 III 議長を務めた。

1. 今次会議の課題

- (1) 今次会議では、NPT の 3 本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）それぞれについて、条約の運用のレビューと将来に向けた具体的な行動計画（要旨別添 略）を含む最終文書が採択された（前者については合意に至らず、議長の責任によるペーパーとしてテークノートされ、後者については会議の合意文書として採択）。
- (2) 今次会合の成果としては、(a) 中東決議の実施に関する現実的な措置（例:2012年の国際会議開催を支持）につき合意したこと、(b) 核軍縮につき「明確な約束」が再確認されたこと、(c) 具体的な核軍縮措置につき核兵器国が2014年のNPT運用検討会議準備委員会に進捗を報告するよう核兵器国に要請したこと、(d) 「核兵器のない世界」の達成に向けた直接的な言及が盛り込まれたことが挙げられる。
- (3) 他方、課題としては、イラン問題に関する言及が無く、かつ条約の遵守、脱退についての言及が弱かったこと、核不拡散措置につき小幅の進展に留まったこと等が挙げられる。
- (4) 最終文書の概要は以下のとおり。

* ア 条約の運用のレビュー

カバクチュラン議長の責任において作成された、条約の運用のレビューに関する文書がテークノートされた。特に、(i) 北朝鮮について、北朝鮮の核実験実施発表に対する強い非難が、また (ii) 脱退問題については、国際社会の迅速な対応の必要性や国連安保理の責任、脱退前に脱退国に移転した原子力資機材の返還に係る措置が言及され、(iii) 機構問題に関しては、運用検討プロセスのあり方を今後協議することの必要性が確認された。

* イ 行動計画

2000年運用検討会議の最終文書と比較して、特筆すべき新たな要素は以下のとおり。

(ア) 核軍縮

- 1) 2000年の「明確な約束」を再確認
- 2) 核兵器の使用における国際人道法等の遵守の必要性を再確認
- 3) 不可逆性、検証可能性及び透明性の原則の確認
- 4) 核兵器国が迅速に関与するよう要請される具体的な核軍縮措置を例示（核兵器の役割の更なる低減等）2014年のNPT運用検討会議準備委員会へ報告を要請
- 5) 核兵器国による標準化された定期報告の様式に関する迅速な合意を奨励
- 6) 軍縮不拡散教育に関する国連事務総長勧告の実施を奨励

(イ) 核不拡散

- 1) 北朝鮮に対し、2005年の六者会合「共同声明」で求められている義務の履行等を強く要請。
- 2) IAEA 追加議定書のすべての未締結国に対する可及的速やかな締結を奨励
- 3) IAEA が各国の国内計量管理制度整備を支援することを奨励

(ウ) 原子力の平和的利用

- 1) IAEA の活動に対し、今後5年間で1億ドルの追加拠出を奨励。
- 2) 原子力発電を含む原子力エネルギーの開発にあたり、保障措置、原子力安全及び核セキュリティへのコミットメント及び実施の確保。
- 3) 核燃料サイクルに関する多国間アプローチについての議論をIAEA の場で継続。

(エ) 中東決議

国連事務総長及び中東決議共同提案国（米英露）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催を支持

NPT 締約国と IAEA 保障措置協定締結国

NPT 締約国 (190 か国)

包括的保障措置協定締結国 (166 か国) (2010 年 5 月 13 日現在)

東アジア (4)

- ★**韓国**
- 北朝鮮
- ★**日本**
- ★**モンゴル**

東南アジア (10)

- ★インドネシア
- ★カンボジア
- ★シンガポール
- ★タイ
- ★フィリピン
- ブルネイ
- ★パトナム
- ★**マレーシア**
- ★ミャンマー
- ラオス

オセアニア (12)

- ★**オーストラリア**
- キリバス
- サモア
- ソロモン
- ツバル
- トンガ
- ナウル
- ★**ニュージーランド**
- ★パプアニューギニア
- ★パラオ
- ★マーシャル諸島
- フィジー

中東・南アジア (18)

- ★**アフガニスタン**
- ★アラブ首長国連邦
- ★イエメン
- ★イラク
- ★イラン
- ★オマーン
- ★カタール
- ★クウェート
- ★サウジアラビア
- ★シリア
- ★スリランカ
- ★ネパール
- ★バレーン
- ★**バングラデシュ**
- ブータン
- ★モルジブ
- ★ヨルダン
- ★レバノン

東ヨーロッパ (26)

- ★**アルゼンバイジスタン**
- ★アルバニア
- ★アルメニア
- ★**ウクライナ**
- ★ウズベキスタン
- ★エストニア
- ★カザフスタン
- ★キルギスタン
- ★グルジア
- ★クロアチア
- ★スロバキア
- ★スロベニア
- ★セルビア
- ★タジキスタン
- ★チェコ
- トルクメニスタン
- ★ハンガリー
- ★ブルガリア
- ★ベラルーシ
- ★ポーランド
- ★ボスニア・ヘルツェゴビナ
- ★マケドニア
- ★モルドバ
- ★ラトビア
- ★リトアニア
- ★**ルーマニア**

西ヨーロッパ (23)

- ★アイスランド
- ★アイルランド
- ★イタリア
- ★オーストリア
- ★**オランダ**
- ★ギリシャ
- ★キプロス
- サンマリノ
- ★**スイス**
- ★スウェーデン
- ★**スペイン**
- ★**デンマーク**
- ★**ドイツ**
- ★**トルコ**
- ★ノルウェー
- ★バチカン
- ★フィンランド
- ★ベルギー
- ★モルトガル
- ★マルタ
- ★モナコ
- ★リヒテンシュタイン
- ★ルクセンブルグ

アフリカ (39)

- ★アルジェリア
- ★アンゴラ
- ★ウガンダ
- ★**エジプト**
- ★エチオピア
- ★ガーナ
- ★**ガムビア**
- ★ガボン
- ガンビア
- ★**ケニア**
- ★コートジボアール
- コモロ
- ★**コンゴ民主共和国**
- ★ザンビア
- ★シエラレオネ
- ★ジンバブエ
- ★スーダン
- スワジランド
- ★セイシェル
- ★セネガル
- ★タンザニア
- ★チャド
- ★中央アフリカ
- ★チュニジア
- ★ナイジェリア
- ★ナミビア
- ★ニジェール
- ★**ブルキナファソ**
- ★ブルンジ
- ★ボツワナ
- ★マダガスカル
- ★マラウイ
- ★マリ
- ★**南アフリカ**
- ★モーリシャス
- ★モーリタニア
- ★モロッコ
- ★リビア
- ★レソト

北・南アメリカ (34)

- ★**アルゼンチン**
- アンティグア・バーブーダ
- ★**ウルグアイ**
- ★エクアドル
- ★エルサルバドル
- ガイアナ
- ★**カナダ**
- ★グアテマラ
- グレナダ
- ★**キューバ**
- ★コスタリカ
- ★**コロンビア**
- ★ジャマイカ
- スリナム
- セントクリストファー・ネイビス
- セントビンセント・グレナディーン
- セントルシア
- ★チリ
- ドミニカ
- ★**ドミニカ共和国**
- トリニダード・トバゴ
- ★ニカラグア
- ★ハイチ
- ★パナマ
- パハマ
- ★**パラグアイ**
- バルバドス
- ★**ブラジル**
- ★**ペルー**
- ★ベリーズ
- ★**ボリビア**
- ★ボリビア
- ★ホンジュラス
- ★メキシコ

オセアニア (2)

- バヌアツ
- ミクロネシア

東南アジア (1)

- 東チモール

東ヨーロッパ (1)

- ★モンテネグロ

西ヨーロッパ (1)

- アンドラ

アフリカ (14)

- ★エリトリア
- カーボベルデ
- ギニア
- ギニアビサウ
- ★**コンゴ共和国**
- サントメプリンシペ
- ジブチ
- 赤道ギニア
- ソマリア
- トーゴ
- ★ベナン
- ★モザンビーク
- ★リベリア
- ★ルワンダ

ボランタリー保障措置協定締結国 (核兵器国)

- ★**米国**
- ★イギリス
- ★フランス
- ★ロシア
- ★中国

その他の保障措置協定締結国

- ★イスラエル
- ★**インド**
- ★**パキスタン**

★:IAEA 加盟国 (2010 年 5 月現在 151 か国)
 ◆:トラテロルコ条約締結国 (2009 年 2 月現在 33 か国)
 ■:追加議定書締結国 (2010 年 5 月 13 日現在 100 か国)
 (注:IAEA は台湾と保障措置協定を締結し、保障措置を適用しているが、IAEA と台湾の関係は非政府関係。)

IAEA 理事会指定理事国 **13 か国** (10 年総会まで)
 IAEA 総会選出理事国 **11 か国** (10 年総会まで)
11 か国 (11 年総会まで)

(出典:外務省ホームページ)